

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|------------------------|-----------|-----------|
| 大田原市 | 野崎地区 （下石上・上石上・野崎地区） | 令和2年2月22日 | 令和6年3月19日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 420 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 320 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 74.11 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 41.99 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | - ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 39.32ha |
| （備考） | |

2 対象地区の課題

農地の大半が圃場整備済であり、地区内外の担い手で貸借が循環しているが、近年では地区外の担い手が増えてきているため、地域での意思疎通が取りにくくなっている。

集積・集約化に向けて、集団化・法人化していけば理想的だが、組織の中心的役割を果たす者の人選や集団化した後の組織の維持、継続等を考えていくと難しい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構事業を利用した貸借を用いながら、圃場整備済の農地を中心に、地区内外の担い手で引き続き貸借を循環させていく。

多面的機能支払の活動の対象地区となっているので、今後も当該活動を継続させ、農地の保全に努めていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理事業の取組方針

圃場整備済の農地について、担い手への集積・集約化へ向け農地中間管理事業を利用した貸借を推進していく。また、当該事業の対象外の農地についても、市農業公社を通じた貸借を推進していく。

多面的機能支払の取組方針

耕作放棄地の発生防止、地域のコミュニティ及び景観の維持につなげていくためにも、当該活動を引き続き継続させていく。